

議案第 16 号

熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて

熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約（平成 28 年告示第 46 号）を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定によりその例によることとされる同条第 1 項の規定により泉佐野市と協議するにつき、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）が廃止されたことに伴い、熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更することについて泉佐野市と協議するため、規約の一部を変更する規約案を提出するものです。

熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託
することに関する規約の一部を変更する規約

熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する
規約（平成 28 年告示第 46 号）の一部を次のように変更する。

第 1 条中第 14 号を削り、第 15 号を第 14 号とする。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約（平成28年告示第46号）の一部を変更する規約

新旧対照表

改正案	現行
<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 熊取町は、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第21号）の規定に基づき大阪府から権限移譲を受けた事務及び熊取町の権限に属する環境農林水産行政に関する事務のうち次に掲げるもの（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を泉佐野市に委託する。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>_____</p> <p><u>(14)</u> (略)</p>	<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 熊取町は、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第21号）の規定に基づき大阪府から権限移譲を受けた事務及び熊取町の権限に属する環境農林水産行政に関する事務のうち次に掲げるもの（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を泉佐野市に委託する。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14)</u> <u>エコファーマーの認定</u></p> <p><u>(15)</u> (略)</p>